

京都市老人デイサービスセンター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年3月29日

京都市長 門川 大作

京都市規則第78号

京都市老人デイサービスセンター条例施行規則の一部を改正する規則

京都市老人デイサービスセンター条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第2京都市高野老人デイサービスセンターの項、京都市修学院老人デイサービスセンターの項及び京都市粟田老人デイサービスセンターの項中「及び12月31日」を「12月30日及び同月31日」に改め、同表京都市日ノ岡老人デイサービスセンターの項中「及び土曜日」を削り、同表京都市勧修老人デイサービスセンターの項中「年末」を「12月31日」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(保健福祉局長寿社会部長寿福祉課)